

登録販売者とヘルスケア市場に関わる関係制度

指定濫用防止医薬品の情報提供等について

2026年2月13日（金）

日本医薬品登録販売者会
専務理事 横田 敏

本日のお話し

- 1. 指定濫用防止医薬品販売Q&A
→資料－1 ご参照下さい**
- 2. 厚生労働大臣が定める数量（告示）の適用
→資料－2 ご参照下さい**
- 3. 登録販売者、国家資格デジタル化へ
登録販売者の販売従事登録の申請、デジタル化決定
→資料－3、資料－4 ご参照下さい**

「登録販売者制度の取扱い等について」の一部改正について

医薬発1225第3号令和7年12月25日

登録販売者制度の取扱い等について 新旧対照表

1. 登録販売者制度について (5) 販売従事登録（施行規則第159条の7関係） 販売従事登録の手続等については、従前のおり、次の①から④までのとおりとする。 販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① （略） ② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類 ①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。 <u>二つ以上の都道府県において販売従事登録を受けようと申請した者は、当該申請を行った都道府県知事のうちいずれか一つの都道府県知事の登録のみしか受けることができないとされており、複数の都道府県における販売従事登録の回避のため、添付書類のうち、次のアは原本を回収すること。</u> アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、(7) ②アの証明書や消除申請により失効済みの処理を行った販売従事登録証等をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。 ア 販売従事登録を受けようと申請する者(以下「申請者」	1. 登録販売者制度について (5) 販売従事登録（施行規則第159条の7関係） 販売従事登録の手続等については、従前のおり、次の①から④までのとおりとする。 販売従事登録の手数料については、都道府県の条例等により規定する。 ① （略） ② 販売従事登録の申請書に添付すべき書類 ①の申請書には、次のアからエまでに掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際、申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又はその都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出された書類については、申請書にその旨が付記されたときは、この限りではない。 添付書類は<u>原本のみとする。</u> アの登録販売者試験に合格したことを証明する書類とは合格通知書を指すが、いったん登録を消除した者が再度登録を行う場合には、(7) ②アの証明書や消除申請により失効済みの処理を行った販売従事登録証等をもって、合格したことを証明する書類として差し支えない。 ア 販売従事登録を受けようと申請する者(以下「申請者」
---	--

国家資格デジタル化の経緯

国家資格デジタル化を推進する3つの法律

国家資格デジタル化の出発点は2019年から2021年にかけて成立した次の3つの法律。

- ①デジタル手続法(2019年): 行政手続きの「デジタル・ファースト(電子申請原則)」「ワンスオンリー(一度提出した情報は再提出不要)」を掲げ、紙文化からの脱却方針示す。
- ②デジタル社会形成基本法(2021年): デジタル庁を設置。各省庁や自治体にバラバラに存在していた資格者台帳を、国が共通のシステム(国家資格等情報連携・活用システム)で管理する法的基盤を作る。
- ③改正マイナンバー法(2023年): 登録販売者や医師などの国家資格が、マイナンバーを利用できる事務に追加。これにより、「マイナンバーカード＝資格証明」という使い方が法的に可能になる。

実装に向けたステップ(時系列)

段階的に対応資格を拡大してきました。

○2022（令和4）年 「規制改革実施計画」（令和4年6月閣議決定）

→薬剤師、医師「など国家資格を順次デジタル化すべき。

○2023（令和5）年 番号法※等改正

→薬剤師、医師など先行34資格に続き、登録販売者を含む48国家資格を順次、2024（令和6）年度から実施することが決定する。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

○2024（令和6）年8月6日

→介護福祉士、社会福祉士など4資格が先行してデジタル化。

○2025（令和7）年2月25日

→保険医、保険薬剤師など2資格の登録手続きがオンライン化。

○2025（令和7）年12月12日（通知）

→薬機法関連書類に関する「紙書類とハンコ打破」など、デジタル化を推進するための具体的な法的・技術的ガイドライン的な位置づけの通知

○2025（令和7）年12月25日（通知）

→12月12日通知を受けて、デジタル対応前提にした「登録販売者制度の取扱い等について」の一部改正通知が発出。登録販売者の販売従事登録が確定。

○2026（令和8）年度以降順次実施

→登録販売者、医師、薬剤師、看護師などの医療・薬事関係資格の多くが、国のシステムを通じたオンライン申請・デジタル資格証の運用、順次実施。

※2026年2月14日現在、具体的な開始時期や「デジタル資格者証」の詳細については、お勤め先の店舗のある都道府県の薬務課Webサイトを適宜確認、または直接確認する。

3. なぜ「登録販売者」は今なのか？

登録販売者のデジタル化が遅れた理由

- ①自治体管轄の調整: 医師や薬剤師(国が登録)とは異なり、登録販売者は「都道府県」が登録を管理。全国47都道府県のシステムを国の共通基盤へつなぎ合わせるのに時間がかかる。
- ②団体申請のニーズ: ドラッグストアなどによる「数百人単位の一括申請」が多いため、個人申請だけでなく企業向けのデジタルインフラを整備する必要があった。
- ③添付書類の自動化: 住民票の添付を不要にするための「J-LIS(地方公共団体情報システム機構)」との連携システムの完成を待つため。

今後の展望:デジタル資格者証

当面、デジタルと書類による申請ともに可能で、大きな変化はないと思われる。ただしマイナポータル上で自分の資格情報を確認できるようになり、スマホ一台で登録販売者であることを証明できる「デジタル資格者証」の普及は徐々に進むと思われる。これにより、転職時の証明書の書き換えや、店舗での種々の手間が簡略化されることが期待される。